宴会場ご利用規約

湯元こんぴら温泉華の湯紅梅亭(以下「旅館」といいます。)は、宴会場のご利用(以下「宴会等」といいます。)に関して、以下の通り規約を定めております。なお、ご結婚式・ご披露宴に関しては別途規約を定めております。

(適用範囲)

- 第1条 旅館がお客様と締結する宴会等に関連する契約(以下「本契約」といいます。)は、この規約の定めるところによるものとし、この規約に定めのない事項については、法令 又は一般に確立された慣習によるものとします。
 - 2. 旅館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものといたします。

(契約の成立)

第2条 本契約は、原則として、後記第4条の内金のお支払いをもって成立するものといたします。但し、旅館がお客様に対して、別途、宴会等の開催について承諾する旨の意思を明示又は黙示で表示した場合には、内金のお支払いがなくとも、契約が成立するものといたします。

(内金)

- 第3条 宴会等のご予約の際に、内金をお支払いいただきます。内金の金額は宴会見積総額 に基づいて、旅館より提示させていただきます。
 - 2. 内金は、後記第4条の前払金または後記7条の解約料の一部として取り扱います。

(前払金)

第4条 旅館が提示した宴会等の予約金額を、宴会等の開催日の10日前までに前払金として お支払いください。指定期日までにお支払いがない場合は、契約を解約させて頂く場 合がございます。

(宴会時間及び追加料金)

- 第5条 会場のご利用時間は、事前に旅館と取り決めた利用時間内といたします。
 - 2. お客様の都合により、利用時間を超過した場合には、別途超過料金を頂戴いたします。ただし、利用時間の延長に応じられない場合もございます。

(有料人数の確認)

第6条 お料理等を用意する人数は、宴会等開催日の2日前正午までに確定させていただきます。確定後は、人数が減少した場合であっても確定した人数分の料金を頂戴いたします。

(解約料)

第7条 すでにご契約いただいた宴会等を確約される場合には、原則として下記により解約 料を頂戴いたします。

対象宴会場・食事会場

梅林・紅梅・如月・雲井・東雲・割烹ダイニング丸忠

解約日	解約料
(宴会等開催日から起算)	
150 日前から 121 日前まで	正規会議室料金又は宴会料金の30%
120 日前から 91 日前まで	正規会議室料金又は宴会料金の 40%
90 日前から 61 日前まで	正規会議室料金又は宴会料金の 50%
60 日前から 31 日前まで	「実費」及び「実費を除いた予約金額の
	50%」
30 日前から 11 日前まで	「実費」及び「実費を除いた予約金額の
	60%」
10 日前から前日まで	「実費」及び「実費を除いた予約金額の
	80%」
当日	予約金額の 100%

※実費は、納品済みの物品等の費用及び外注品等の解約料です。

- 2. 宴会等開催日変更後に解約をされる場合は、最初にご予約頂いた開催日を基準にいたします。
- 3. 大型会合等につきましては、解約料につき、別途、取り決めを結ぶ場合がございます。
- 4. 予約金額、正規会議室料金については、サービス料、税金を除きます。

(装飾・余興等の手配)

- 第8条 装飾・余興・衣装・引出物・装花・撮影等(以下「装飾等」といいます。)は、旅館 指定の会社をご利用ください。
 - お客様のご都合で、旅館指定会社以外の会社等をご利用になる場合は、
 ご準備・お持込料について、あらかじめ旅館とお打ち合わせしていただきます。

(損害賠償)

第9条 お客様、宴会等のご出席者または装飾等に関しお客様が直接依頼された会社等が、旅 館の施設・備品等を破損された場合は、お客様にその損害を賠償していただきます。

(施設内における事故・盗難)

第10条 旅館の施設内において、お客様の管理下で発生した事故・盗難等につきましては、 旅館の故意または重大な過失がある場合を除き、旅館は一切責任を負いかねますの で十分にご注意ください。

(禁止事項およびご利用をお断りする事項)

- 第11条 次に掲げる行為等につきましては禁止事項としております。旅館、その敷地及びそ の周辺において、当該行為を行うことはできません。
 - (1) 法令で禁じられている行為
 - (2) 公序良俗に反する行為
 - (3) 太鼓などの打楽器、金管楽器等の大音響を発する楽器・機器等の持込み
 - (4) ご出席者への提供を目的とした飲食物の持込み
 - (5) 補助犬以外のペット類の持込み
 - (6) 引火・発火のおそれのあるものの持込み
 - (7) 悪臭を発するものの持込み
 - (8) 危険な行為
 - (9) 備品等の移動、損傷・破損
 - (10) 予約時の使用目的以外の利用
 - (11) その他、旅館及び旅館の他のお客様の迷惑となる行為
 - 2. 他のお客様の健康に影響をあたえるおそれがある感染症に罹患、または、当該感染症 に罹患したと疑われる発熱等の症状が出ている状態でのご利用はお断りさせていただ く場合がございます。

(旅館による解約)

- 第12条 以下の場合には、宴会等を解約させて頂きます。解約に伴う損害賠償等、金銭のお支払いは一切いたしかねます。
- (1) お客様が本契約に違反したとき
- (2) お客様または宴会等のご出席者、お客様が直接依頼した装飾等の会社が暴力団、暴力 団員、暴力団関係団体その他の反社会勢力であることが判明した場合
- (3) お客様が旅館に対し、暴力、脅迫もしくは恐喝を行い、または威圧的な要求をし、若しくは合理的範囲を超える負担を要求した場合
- (4) 天災その他旅館の責任に帰することのできない事由により会場の使用ができない場合

(個人情報の取り扱いについて)

第13条 お客様およびご出席者等の個人情報は、宴会等に関するご案内、確認等のご連絡等に使用するほか、美容・着付け、写真、招待状、引出物等の旅館指定会社でのサービス提供に使用する場合があります。その他、個人情報の取り扱いについては旅館 HPのプライバシーポリシーをご確認ください。

https://www.koubaitei.jp/blog/detail.php?id=2098

(その他)

- 第14条 施設および景観の保全・維持管理等のため、旅館は、予告なく、建物・植栽・室内の 装飾品・器具・備品類の変更や修繕を行う場合がありますので、予めご了承くださ い。
 - 2. 天災その他お客様の安全に関わる緊急時には、ご宴席中であっても非常放送を流す場合がございますので、予めご了承ください。
 - 3. 食物アレルギーにつきましては、お客様のご希望に沿って可能な限りアレルゲン除去に努めますが、ご提供する料理はアレルゲンの完全除去を保証するものではございませんので、ご利用に際しお客様に最終的なご判断をいただきますようお願い申し上げます。

(準拠法・合意管轄)

- 第15条 本契約の解釈および効力は、日本法によります。
 - 2. お客様と旅館は、本契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、高松地方裁判所を第 一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

(規約の変更)

- 第16条 旅館は、旅館の裁量によりこの規約を変更することがあります。
 - 2. 旅館がこの規約を変更する場合、規約を変更する旨および変更後の規約の内容ならび にその効力発生日について、効力発生日の1ヶ月前までに、旅館ホームページに掲示します。
 - 3. 変更後の規約の効力発生日以降に、お客様が規約に基づく旅館のサービスを利用したときは、規約の変更に同意したものとみなします。

(2024年9月1日改訂)